

「郵便サービス水準の評価等に関する研究会」の公開について（案）

本研究会の公開については、以下のとおりとする。

1 ブリーフィングについて

研究会終了後、原則、ブリーフィングを行う。

2 議事要旨及び議事録について

（1）取扱い

研究会の議事要旨及び議事録については、原則公開とし、座長の承認を得て公表する。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う場合、とりまとめの際において構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が非公開とすることを認めた場合については、非公開とする。

（2）公開方法

研究会終了後、速やかに議事要旨及び議事録を作成し、インターネット上の総務省ホームページに掲載する。

3 会議で使用した資料について

（1）取扱い

研究会の会議資料は、原則公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱うもの、非公開会議で配布されたものその他座長が非公開とすることを必要と認めたものについては、非公開とする。

（2）公開方法

総務省郵政行政局郵便企画課において一般の閲覧に供し、また、インターネット上の総務省ホームページに掲載する。

4 その他

会議の傍聴は認めないこととする。